

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区関原一丁目12番2号

氏名 株式会社ヨシモリ
代表取締役 高橋 安繁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 1月30日

許可の有効年月日 平成35年 1月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

| | | |
|------|------------------------|---------|
| 圧縮 | : 金属くず | (以上1種類) |
| 圧縮梱包 | : 廃プラスチック類 (ペットボトルを除く) | (以上1種類) |
| 破砕 | : ガラス・コンクリート・陶磁器くず | (以上1種類) |

2 事業の用に供する施設

施設所在地: 東京都足立区扇二丁目2番18号

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類 | 単独処理能力 | 混合処理能力 | 設置年月日 | 施設許可番号 | 施設許可年月日 |
|------|-------------------------|------------|--------|------------|--------|---------|
| 圧縮 | 金属くず | 6.63 (t/日) | | 平成25年6月27日 | | |
| | 金属くず | 1.04 (t/日) | | 平成10年1月30日 | | |
| 圧縮梱包 | 廃プラスチック類 (ペットボトルを除く) | 1.48 (t/日) | | 平成28年9月27日 | | |
| 破砕 | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | 0.72 (t/日) | | 平成28年9月27日 | | |

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成10年 1月30日 新規許可
平成30年 1月30日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)